

# 岐阜県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度関係事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）に対するパブリックコメント実施要領

岐阜県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）では、『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）』の施行に伴い、「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」といいます。）を保有し、後期高齢者医療制度関係事務への利用を予定しています。

番号法第27条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するために特定個人情報保護評価の実施が義務づけられており、全項目評価書（案）の作成後、広く一般に意見を募集することとされています。

このたび、評価実施にあたり全項目評価書（案）を作成しましたので、皆様からご意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見等に対して、個別の回答はいたしません。ご意見の概要とそれらに対する広域連合の考え方につきましては、後日、広域連合ウェブサイトなどで公表します。

## 1. 公表する資料

- 後期高齢者医療制度関係事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

## 2. 公表する資料・参考資料の閲覧場所

- 広域連合ウェブサイト
- 広域連合総務課窓口  
※平日の開庁時間内（午前8時45分～午後5時30分）に限ります。
- 岐阜県内市町村後期高齢者医療担当課窓口  
※各市町村の開庁時間内に限ります。

## 3. ご意見の募集期間

- 平成27年6月5日（金）から平成27年7月6日（月）まで

## 4. ご意見の提出先・提出方法

- ①郵送の場合（平成27年7月6日必着）

〒501-6111 岐阜県岐阜市柳津町宮東一丁目1番地  
岐阜県後期高齢者医療広域連合 総務課

※封筒の表面に「パブリックコメント意見書 在中」と朱書きしてください。

②ファクシミリの場合（平成27年7月6日午後5時30分**必着**）

FAX番号：058-218-2275

③電子メールの場合（平成27年7月6日午後5時30分**必着**）

メールアドレス：iryu-kr@gkouiki.jp

※件名に「特定個人情報保護評価書（案）に対する意見」とご記入ください。

（注意）電話又は持参による意見の提出はできません。

## 5. ご意見をお寄せいただく際のお願い

①ご意見を提出していただく際は、内容のほか、以下の項目をご記入いただきますようお願いいたします。

○住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称）

○連絡先

②ご意見を提出していただく際は、所定の記入用紙をご利用ください。

③意見は日本語で作成してください。

## 6. 問い合わせ先

岐阜県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話番号：058-387-6368

受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで（土・日曜日を除きます。）

## 7. 個人情報の取り扱い

ご意見をお寄せいただいたことにより得られた個人情報につきましては、ご意見の内容をおたずねするなど、こちらから連絡を差し上げる必要がある場合に限り使用させていただき、外部に流出することがないよう厳正に取り扱います。